

## 平成 26 年度以降のカムイワッカの利用について

カムイワッカ部会は、知床エコツーリズム戦略の基本原則に従い、カムイワッカ地区の利用における諸課題を整理し、利用のあり方、管理計画、利用ルール等を検討・調整・策定を目的としている。

カムワッカの運用について、平成 23 年から平成 25 年の 3 年間について、現在の規制期間及び規制内容にすると地域と約束をし、再設定に至った経緯があることから、今年度規制内容の見直しを行う必要がある。

そのため、今年度は平成 26 年度以降の 3 か年について、マイカー規制の実施期間等の運用について検討・決定する予定であったが、平成 26 年度に仮橋の撤去工事が決定し、状況が大きく変化したことから、工事の状況に柔軟に対応する必要がある場合は、3 か年単位ではなく、単年度ごとに計画を調整する方針とする。

並行して、カムイワッカ地区の利用のあり方については、下記の知床エコツーリズム戦略の基本原則に従い、十分な議論を行う。

- 遺産地域の自然環境の保全とその価値の向上
- 世界の観光客への知床らしい良質な自然体験の提供
- 持続可能な地域社会と経済の構築

### 参考. カムイワッカ地区の社会環境の変遷 (1999~2012)

| 年度   | 道道知床公園線の通行                                  | 車両規制期間                                       | 硫黄山登山道へのアクセス                      | 湯の沢利用区間     |
|------|---|--|-----------------------------------|-------------|
| 1999 | 知床五湖－知床大橋間 全面利用可<br>(車両規制期間はシャトルバスのみ通行可)    | お盆を除く 16 日間                                  | 可                                 | 規制なし(五の滝まで) |
| 2000 |   |  |                                   |             |
| 2001 |   |  |                                   |             |
| 2002 |   |  |                                   |             |
| 2003 |   |  |                                   |             |
| 2004 | 知床五湖－知床大橋間<br>通年通行止め<br>(シャトルバスによるアクセスのみ)   | お盆を含む 23 日間                                  | 不可                                | 五の滝利用<br>自粛 |
| 2005 |   |  |                                   |             |
| 2006 |   |  |                                   |             |
| 2007 |   |  |                                   |             |
| 2008 |   |  |                                   |             |
| 2009 |   |  |                                   |             |
| 2010 | 知床五湖－カムイワッカ間<br>全面利用可<br>(規制期間はシャトルバスのみ通行可) | 7 月 13 日～9 月 20 日の 70 日間                     | 不可                                | 一の滝上部<br>まで |
| 2011 |   |  |                                   |             |
| 2012 |   |  |                                   |             |
| 2013 | 知床五湖－カムイワッカ間<br>全面利用可<br>(規制期間はシャトルバスのみ通行可) | 8 月 1 日～25 日,<br>9 月 15 日～24 日<br>までの計 35 日間 | 特例申請により利用可<br>(6 月 25 日～8 月 25 日) | 一の滝上部<br>まで |
| 2012 |   |  |                                   |             |
| 2013 |   |  |                                   |             |
| 2013 | 知床五湖－カムイワッカ間<br>全面利用可<br>(規制期間はシャトルバスのみ通行可) | 8 月 1 日～25 日,<br>9 月 15 日～24 日<br>までの計 35 日間 | 特例申請により利用可<br>(6 月 23 日～9 月 23 日) | 一の滝上部<br>まで |
| 2012 |   |  |                                   |             |
| 2013 |   |  |                                   |             |
| 2013 | 知床五湖－カムイワッカ間<br>全面利用可<br>(規制期間はシャトルバスのみ通行可) | 8 月 1 日～25 日,<br>9 月 15 日～24 日<br>までの計 35 日間 | 特例申請により利用可<br>(7 月 1 日～9 月 23 日)  | 一の滝上部<br>まで |
| 2012 |   |  |                                   |             |
| 2013 |   |  |                                   |             |

仮橋撤去により、バスが旋回できなくなることへの対応パターン（案）

1) バス旋回場を新設しないで対応

① バスが乗客なしでワッカゲートを通過し、大橋で転回。

○：従来通りのバス運行が可能。新たな工事は不要。

△：がけ崩れ防止工事未実施区間を一部利用。

×：道路管理上通行不可能。

② バス通行廃止。マイカー規制なし。

×：環境保全、交通混雑への対策ができない

2) バス旋回場を新設することで対応

③ 旋回場をカムイワッカ左岸に設置。

△：バス旋回に切り返し（2回）を行う事から誘導員が必要。

遺産地域の最奥部にコンクリート化粧枠の擁壁が出現し、景観上の支障あり。

×：左岸斜面の保安林解除手続きに2年程度かかる。

→平成27年度までシャトルバスの運行が不可能となり、交通混雑への対策ができない。

④ 旋回場をカムイワッカ右岸に設置

○：道路敷地なので、保安林解除手続きが不要。

→工夫次第で、従来通りのシャトルバス運行の可能性があり、利用上の制約を最小化できる。

△：バス旋回に切り返し（1回を予定）を行う事から誘導員が必要。

遺産地域の最奥部にコンクリート化粧枠の擁壁が出現し、景観上の支障あり。（利用者が進入する対岸にあたるため、非常に目立つ）

⑤ 転回場をカムイワッカ手前600mに設置

\*カムイワッカ手前600mで車両を止め、そこから徒歩でアクセスに変更

○：ワッカを歩いて行く園地として魅力を再構築できる可能性がある。

平坦地の工事で低コスト、構造物の増加を避けられる。

シャトルバス誘導員の配置が不要。

△：徒歩アクセスによる利便性の低下。

△：硫黄山登山者用駐車場の確保が難しい。

×：新規にマイカー駐車場も含めて整備する場合、立木の伐採が大量に発生し、自然環境への影響が懸念される。

×：新設旋回場及びマイカー駐車場設置予定箇所の保安林解除に2年程度かかる。

→平成27年度までシャトルバスの運行が不可能となり、交通混雑へ

の対策ができない。

カムイワッカ地区の概要図

